

# 1 幼稚園・保育園・小規模保育所・認定こども園へ入園を希望されるお子さんの

## 保護者の皆様へ

幼稚園・保育園・小規模保育所・認定こども園に入園を希望される場合、入園申込みと支給認定申請が必要となります。  
この認定制度は、次の区分に応じてお子さんごとに認定を行い、支給認定証を交付するものです。  
支給認定証は、各入園希望施設の入園手続きの際に証明書として添付する必要があります。  
支給認定証の有効期限は、認定区分ごとの各有効期限までとなりますが、有効期間内であっても次年度の入園申し込みの際には、別途現況届の提出が必要となります。

### 【認定の区分】

- 1号認定(幼稚園・認定こども園幼稚園) 幼稚園・認定こども園幼稚園を希望の満3歳以上の小学校就学前のお子さん  
2号認定(保育園・認定こども園保育園など) 保育を必要とする満3歳以上の小学校就学前のお子さん  
3号認定(保育園・認定こども園保育園など) 保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前のお子さん

### 【認定証の有効期限】

- 1号の支給認定証 小学校就学前まで  
2号の支給認定証 小学校就学前まで  
3号の支給認定証 満3歳に達する日の前日まで(以降は2号認定となります)

# 2 江北町幼児教育センター・永林寺保育園・小規模保育所・町外保育園・町外認定

## こども園保育園の平成30年度入園申込み・支給認定申請について

### (1) 入園申込書・支給認定申請書の配布について

○配布日時:平成29年10月30日(月)～平成29年11月17日(金) ※土・日・祝日は除きます

○配布場所:江北町教育委員会こども教育課

※江北町ホームページからダウンロードすることもできます。

※在園児については、各園を通じて配布します。

※新規に就園されるお子さんについては、上記配布場所にてお受け取りください。

### (2) 入園申込書・支給認定申請書の提出について

○申込期間:平成29年11月6日(月)～平成29年11月17日(金) ※土・日・祝日は除きます

○申込方法:入園申込書・支給認定申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添えて江北町教育委員会こども教育課へご持参ください(※2)。

※2 認定こども園保育園については、所在市町村によっては認定こども園保育園への直接入園申し込みである場合があります。

予め入園希望の認定こども園保育園へご確認ください。

### (年齢区分)

5歳児	平成24年4月2日～平成25年4月1日	2歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日
4歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日	1歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日
3歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日	0歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日

施設区分	所在地・連絡先	年齢	配布・提出場所	定員	通園区域
江北町幼児教育センター 江北幼稚園	山口 1153 番地 0952-86-4350	3歳児 ～ 5歳児	江北町教育委員会 こども教育課	130名	町内 在住者 のみ
江北町幼児教育センター 江北保育園		0歳児 ～ 5歳児		100名	指定区域 なし
永林寺保育園	上小田 2378 番地 0952-86-5271	0歳児 ～ 5歳児		90名	指定区域 なし
小規模保育所なのはな	山口 2018 番地 1 0952-86-4317	0歳児 ～ 2歳児		19名	指定区域 なし
町外保育園		0歳児 ～ 5歳児		各施設へお尋ね ください	各施設へお尋ね ください
町外認定こども園 保育園		0歳児 ～ 5歳児	(原則) 江北町教育委員会 こども教育課	各施設へお尋ね ください	各施設へお尋ね ください

### (3) 留意事項

- 現在在園中で、同一施設で継続入園を希望される場合も入園手続きが必要です。
- 町外保育園・町外認定こども園保育園へ入園希望の場合も、江北町教育委員会こども教育課にて入園申し込みが必要です。(※2)
- 入園申し込み・支給認定申請にあたっては、必要な市町村民税の情報(同一世帯の者も含む)や世帯情報を閲覧すること、及びその情報に基づいて決定した利用者負担額(授業料又は保育料)について、各入園希望施設に対して提示することに同意していただく必要があります。

### (4) 江北幼稚園への入園を希望される保護者の皆様へ

#### ①必ず提出が必要な書類

- (ア) 入園申込書(兼 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 現況届出書)
- (イ) 児童の保育・健康状況調査書
- (ウ) 授業料納付誓約書

#### ②保護者等の状況によっては、提出が必要な書類

(ア) ひとり親家庭の場合	住民票謄本 又は 戸籍謄本
(イ) 生活保護世帯	生活保護受給証明書

### (5) 江北保育園・永林寺保育園・町外保育園・町外認定こども園保育園への入園を希望される保護者の皆様へ

#### ①保育の要件について

- 就労 ※
  - 妊娠、出産(3歳未満児は、原則は産前1ヵ月から産後2ヵ月までの入園期間とし、3歳以上児は入園継続とします。)
  - 保護者の疾病、障害
  - 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
  - 災害復旧にあたる
  - 求職活動(入園期間は原則3ヵ月までとし、1ヵ月の更新を1回まで可。)
  - 就学
- など

※就労・介護又は看護・就学は、ひと月において48時間以上であることを常態とすることが必要です。

(裏面にも記載があります)

(裏面)

②保育園への入園申込にあたってあらかじめご留意いただきたいこと

- 支給認定申請の内容によっては、保育園へ入園できる保育の要件に該当しない場合があります。
- 利用希望者が多いことにより、希望する保育園へ入園できない場合があります。
- 支給認定申請の結果によっては、保育の実施期間の希望にそえない場合があります。
- 0歳～2歳児の新規申請にあたっては、第3希望まで入園希望施設名を必ずご記入ください。

③必ず提出が必要な書類

- (ア) 入園申込書(兼 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 現況届出書)
- (イ) 児童の保育・健康状況調査書
- (ウ) 家庭状況届出書
- (エ) 保育料納付誓約書

④保護者等の状況によっては、提出が必要な書類

(ア) 就労の場合	
勤務の場合	勤務証明書（職場の方記入欄の本人記入は無効。日付・記入担当者印・代表者印のないものも無効。）
自営の場合	自営申立書 又は 営業許可証等の写し
(イ) 妊娠又は出産の場合	母子手帳の写し（出産(予定)日がわかる部分）
(ウ) 育児休業の場合	勤務証明書（職場の方記入欄の本人記入は無効。日付・記入担当者印・代表者印のないものも無効。）
(エ) 保護者が疾病又は負傷の場合	診断書（必ずこども教育課指定の診断書を使用。）
(オ) 保護者又は子どもが障害を有する場合	診断書（必ずこども教育課指定の診断書を使用。）及び障害者手帳等の写し
(カ) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合	看護・介護申立書 及び 看護・介護される方の診断書 又は 介護保険証の写し 又は 看護等の状況が分かるものの写し
(キ) 災害復旧にあっている場合	地区の消防署長の確認
(ク) 求職活動を継続的に行っている場合	保育所入所に関する申立書(求職を理由に申込みをされる方)及び ハローワークカードの写し
(ケ) 学生又は職業訓練を受けている場合	大学その他の学校又は職業訓練学校等の在籍証明書 若しくは学生証の写し
(コ) ひとり親家庭の場合	住民票謄本 又は 戸籍謄本
(サ) 生活保護世帯	生活保護受給証明書
(シ) 過去2年以内に保護者等が江北町へ転入の場合	<p>○平成29年1月2日から平成30年1月1日の期間に江北町へ転入された保護者については、転入以前の市町村から平成29年度(平成28年中収入分)市町村民税課税所得証明書等(平成29年度の市町村民税の所得割課税額がわかるもの)を取得し、入園申込書に添付していただく必要があります。</p> <p>○平成30年1月2日以降に江北町へ転入される保護者については、転入以前の市町村から平成29年度(平成28年中収入分)市町村民税課税所得証明書等(平成29年度の市町村民税の所得割課税額がわかるもの)を取得し、入園申込書に添付していただくとともに、平成30年6月中旬頃から7月末頃までの期間に、転入以前の市町村から平成30年度(平成29年中収入分)市町村民税課税所得証明書等(平成30年度の市町村民税の所得割課税額がわかるもの)を取得して提出していただく必要があります。</p>



⑤保育料について

- 保育料については、保護者の市町村民税課税額の合算から算定されます。
- 町外の公立保育園及び認定こども園保育園の保育料は、各園で徴収されます。
- 保育園の保育料が滞納の場合は、地方税滞納処分の例により処分される場合があります。

### 3 町外幼稚園・町外認定こども園幼稚園の支給認定申請について

幼稚園・認定こども園幼稚園の平成30年度入園申し込みは、各入園希望施設への直接申し込みとなりますが、支給認定申請という手続きを行う必要があります。

現在、町外の幼稚園及び町外の認定こども園幼稚園に在園されている本町在住のお子さんあてには、在園されている各園から現況届出書の配布をしていただく予定です。

支給認定証は、有効期間内であっても次年度の入園申し込みの際には、現況届出書の提出が必要となります。

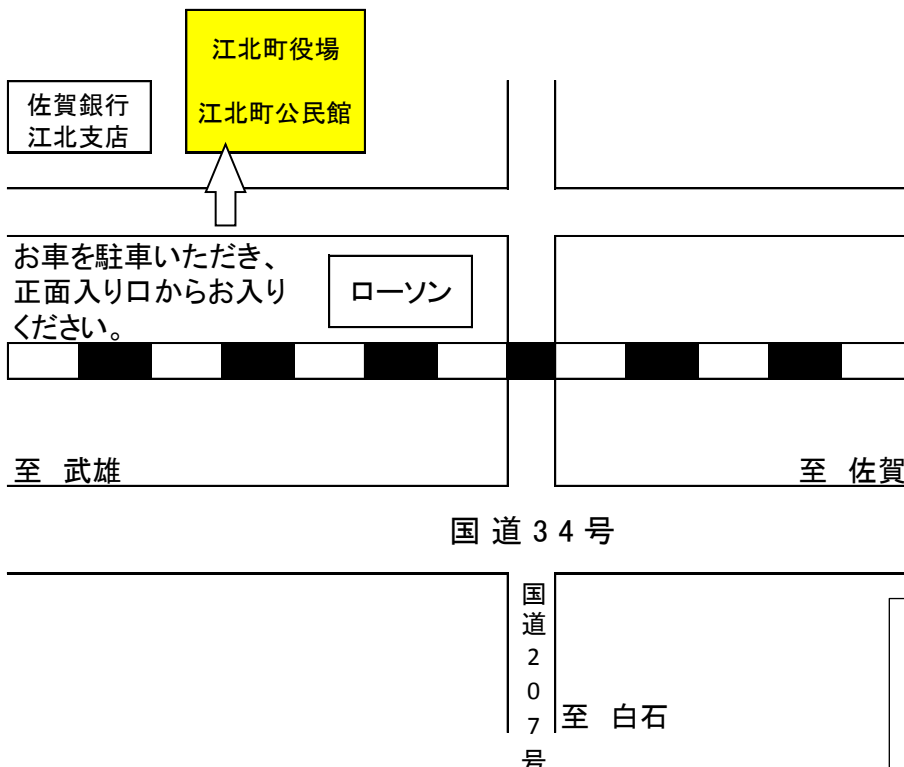
なお、新たに町外の幼稚園及び町外の認定こども園幼稚園へ就園される予定のお子さんの保護者の方は、各利用希望施設から受け取っていただくか、江北町こども教育課にて支給認定申請書をお受け取りください。

支給認定申請書の提出期間は、平成29年11月6日(月)から平成29年11月17日(金)となっています(土・日・祝日除く)。支給認定申請書は各利用希望施設へ提出いただくか、または江北町教育委員会こども教育課に提出してください。

#### 留意事項

- ① 認定申請にあたっては、必要な市町村民税の情報(同一世帯の者も含む)や世帯情報を閲覧すること、及びその情報に基づいて決定した利用者負担額(授業料又は保育料)について、各入園希望施設に対して提示することに同意していただく必要があります。
- ② 平成29年1月2日から平成30年1月1日の期間に江北町へ転入された保護者については、転入以前の市町村から平成29年度(平成28年中収入分)市町村民税課税所得証明書等(平成29年度の市町村民税の所得割課税額がわかるもの)を取得し、認定申請書に添付していただく必要があります。
- ③ 平成30年1月2日以降に江北町へ転入された保護者さんについては、転入以前の市町村から平成29年度(平成28年中収入分)市町村民税課税所得証明書等(平成29年度の市町村民税の所得割課税額がわかるもの)を取得し、認定申請書に添付していただくとともに、平成30年6月中旬頃から7月末頃までの期間に、転入以前の市町村から平成30年度(平成29年中収入分)市町村民税課税所得証明書等(平成30年度の市町村民税の所得割課税額がわかるもの)を取得して提出いただく必要があります。

#### 申請書配布・提出場所の周辺図



(表面にも記載があります)